

(平成27年4月作成)

森林保険契約重要事項説明書

※ 森林保険契約申込書への記名及び押印は、この説明書の受領印を兼ねています。

この説明書では、森林保険契約に関する重要事項についてご説明します。

ご契約にあたっては、この森林保険契約重要事項説明書をご一読いただき、よく内容をご確認くださいようお願いいたします。ご記入いただきました森林保険契約申込書(以下「申込書」という。)につきまして、内容にお間違いはないでしょうか。お間違いがなければ、記名及び押印をお願いいたします。もしご不明な点、お気づきの点がありましたら、お近くの森林組合、森林組合連合会にお尋ねください。

I 森林保険の内容

- 1 森林保険は、森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「森林総研」という。）が保険者となって運営するものです。森林保険契約における保険金額、保険料率等の引受条件は、森林保険法第5条に基づき農林水産大臣に届出した内容によるものです。
- 2 森林保険は、森林に発生した火災だけでなく、台風による水害や風害等幅広い災害に対応できる保険です。ご契約いただきました森林に保険事故が発生したときは、国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター（以下「森林保険センター」という。）が保険金をお支払いいたします。

II ご契約時にご注意いただきたいこと

1 ご契約内容

(1) 保険の目的（ご契約対象）について

保険の目的とすることができる森林は、人工林施業により造成した森林（針葉樹、広葉樹は問いません。）及び育成天然林施業により造成した森林です。

ただし、以下の樹木は対象になりませんのでご注意ください。

イ ツツジ、アジサイ等の低木

ロ 天然に生立している母樹等やご契約締結後に天然に生立した樹木

ハ ご契約締結後に補植や改植した樹木

(2) 保険契約者について

個人でも法人でも保険契約者になることができます。このことは、他人のためにするご契約についても同様です。

(3) 被保険者（保険金の受取権者）について

被保険者は、保険の目的となる森林の所有者に限られます。

ただし、当該森林の所有が共有関係にある場合における分取権者又は当該森林について管理・処分の権原を有する者も被保険者になることができます。

(4) 面積について

保険に加入することができる森林の面積の下限は、0.01ha です。上限はございません。

(5) 保険期間について

保険期間は、1年を単位として任意に設定することができます。

(6) 保険金額（ご契約金額）について

保険金額は、樹種、林齢別に森林総研が定めた保険金額の標準（別表第1）をお引受の上限とします。

ただし、森林総研が立木の評価基準に従って立木を評価した価額を上限とすることもできます。

実際に契約される保険金額については、申込書の保険金額欄でご確認ください。

(7) 保険料

保険料は、森林の所在する都道府県、樹種及び面積に応じて求められます（別表第2）。

実際に契約される保険料については、申込書の払込保険料欄でご確認ください。

(8) 保険責任の開始について

森林保険センターの保険責任は、森林保険証書（以下「保険証書」という。）作成日の翌日から発生します。

ただし、特約によって、保険証書作成の日の翌々日以降の日を責任開始日と定めた場合はその日からとします。

2 保険金のお支払い

(1) 保険金支払の対象となる損害

次に掲げる災害によりご契約いただきました森林に損害を生じた場合に、保険金をお支払いいたします。

- イ 火災 山火事による損害
- ロ 風害 台風等の暴風による根返り、幹折れなどの損害
- ハ 水害 豪雨、洪水による埋没、流失などの損害
- ニ 雪害 豪雪等による根返り、幹折れなどの損害

- ホ 干害 日照り、乾燥による枯死などの損害
- へ 凍害 凍結、寒風、霜害による枯死などの損害
- ト 潮害 台風等の潮風、高潮による枯死などの損害
- チ 噴火災 火災噴火による焼損、幹折れ、埋設、根返りなどの損害

(2) 保険金支払いの対象とならない損害

次に掲げる損害につきましては、保険金をお支払いいたしませんのでご注意ください。

- イ 倒木起し等通常的林業的手段により復旧可能な損害
- ロ 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- ハ 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- ニ 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

(3) 保険金支払責任を負わない場合

次に掲げる場合は、森林保険センターは保険金支払いの責任を負いませんのでご注意ください。

- イ 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- ロ 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年経過したとき
- ハ 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- ニ 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

3 森林保険契約のお申込手続き

(1) 申込書について

所定の申込書に必要事項をご記入・押印の上、お近くの森林組合等の窓口に提出してください。

(2) 保険料の払込みについて

保険料はご契約のお申込みと同時に払い込みください。

2年以上の保険期間にわたる長期契約をお申込みされる場合、全保険期間分の保険料を一括して払い込む方法のほか、分割して払い込む方法があります。

2年以上の保険期間分の保険料を一括して払い込む場合の保険料については、第2期以降の保険料を所定の割引率（別表第3）により割引させていただきます。

(3) 通知義務について

ご契約申込み時に他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。

通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

Ⅲ ご契約後にご注意いただきたいこと

1 損害が発生した場合

- (1) 損害が発生したことを知ったときは、遅延なく通知してください。
- (2) 保険金の請求をする場合は、所定の保険金支払請求書等の提出が必要となります。
ご契約のお申込みをされた森林組合等の窓口までお問い合わせください。
- (3) 保険金のご請求は損害の発生日から3年で時効となりますのでご注意ください。

2 保険金のお支払い額等

(1) 保険金のお支払い額

保険事故が発生した場合に森林保険センターが保険金としてお支払いする額は、その損害が生じた地域及び時点における契約の目的森林の価値（以下「保険価額」という。）によって定めます。

保険金額が保険価額と同額であるとき又はこれを超えるときは、保険価額を限度とし損害額を保険金としてお支払いいたします。

保険金額が保険価額より低いときは次の算式によって算出した額を保険金としてお支払いいたします。

$$\text{保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

(2) 保険金のお支払い時期について

森林保険センターは、保険金のご請求があった後、保険事故及び填補損害額の確認をするため現地調査等に必要の期間を経過するまでは遅滞の責任を負いませんのでご注意ください。

3 保険料を分割払いする際の注意事項

保険料を分割払いにされる場合は、次期保険料期間が始まる前までに該当する保険料を払い込んでください。この払い込みがされなかった場合は、森林保険契約は効力を失いますのでご注意ください。

4 通知義務、届出義務

(1) 他の保険契約についての通知義務

ご契約申込み後に他の保険契約を締結したとき又は他の保険契約を変更したときは、このことを通知してください。また、契約の目的について第三者の締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。

この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(2) 危険増加の通知義務

保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。

(3) 保険証書の記載事項の変更の届出

保険証書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を記載した書面に保険証書を添えて提出してください。

5 保険証書の再交付

保険証書を亡失又は汚損してその記載が明らかでなくなったときは、保険証書の再交付を請求することができます。

6 ご契約の解除

(1) 保険契約者による解除

保険契約者はご契約をいつでも解除することができます。

(2) 重大事由によるご契約の解除

次に掲げる事由がある場合には、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

イ 保険契約者又被保険者が、森林保険センターに対してご契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

ロ 被保険者が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おう

とした場合

ハ イ、ロに掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(3) 解除の効力

ご契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

7 減額請求

ご契約締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は森林保険センターに対して、将来に向かって保険金額及び保険料の減額請求をすることができます。

8 保険料の返還

(1) ご契約が無効とされ、又は保険期間が始まる前にご契約が解除される場合は、森林保険センターは払い込まれた保険料に相当する額を返還いたします。ただし、保険契約者又は被保険者が、詐欺を行い、虚偽の申請により契約が無効となった場合は保険料は返還されません。

(2) ご契約の解除、失効又は保険料の減額請求により、払い込まれた保険料を返還する場合における保険料の返還額は、当該ご契約の残存保険期間（1年未満の端数を切り捨てた期間）に対する保険料に相当する額とします。

9 森林保険契約の継続

保険期間の満了後に当該森林保険契約をご継続される場合は、保険期間満了日の30日前までにお申込みください。

10 書類等の提出

1～9に係る損害発生の通知、保険金支払請求書等の提出、届出等につきましては、お近くの森林組合等の窓口にご提出してください。

IV 個人情報の取扱いについて

森林総研は、本契約に関する個人情報（本契約に関する各種申請書、森林保険損害調査等に記載される個人情報を含む。）について、「国立研究開発法人森林総合研究所個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を遵守するとともに、以下①～⑭の利用及び提供を行うことがあります。

- ① 保険引受及び保険金支払いの判断
- ② 本契約の管理及び履行
- ③ 法令上の権利の行使及び義務の履行
- ④ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑤ 付帯サービスの提供
- ⑥ 業務統計の作成
- ⑦ 市場調査、データ分析、アンケート等の実施
- ⑧ 契約解除後及び契約期間終了後における管理
- ⑨ ダイレクトメールの発送等森林保険に関する情報提供及び提案
- ⑩ 研究開発成果に関する情報提供
- ⑪ 災害による林業の再生産の阻害の防止や林業経営の安定に資するための研究開発
- ⑫ 適切な業務の遂行に必要な範囲での金融機関、国及び地方公共団体への提供
- ⑬ 森林保険に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に必要な範囲での国への提供
- ⑭ その他森林保険の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行等を行うための利用

森林保険に関する相談・お問い合わせ

国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター

044-382-3500

【受付時間】 平日 9:30～17:00

（土日・祝日・年末年始は休業させていただきます）

別表第1 保険金額の標準

| 樹種 | 林齢 | 保険金額の標準 |
|------------------|--------------|----------------------|
| すぎ | 1年 | 1ヘクタールにつき 1,010,000円 |
| | 2年 | 同 1,190,000円 |
| | 3年 | 同 1,440,000円 |
| | 4年 | 同 1,660,000円 |
| | 5年 | 同 1,880,000円 |
| | 6年 | 同 2,120,000円 |
| | 7年 | 同 2,230,000円 |
| | 8年 | 同 2,340,000円 |
| | 9年 | 同 2,590,000円 |
| | 10年以上14年以下 | 同 2,720,000円 |
| | 15年以上17年以下 | 同 2,730,000円 |
| | 18年及び19年 | 同 2,740,000円 |
| | 20年以上25年以下 | 同 2,750,000円 |
| | 26年以上30年以下 | 同 2,790,000円 |
| | 31年以上35年以下 | 同 2,840,000円 |
| | 36年以上40年以下 | 同 2,910,000円 |
| | 41年以上45年以下 | 同 2,990,000円 |
| 46年以上50年以下 | 同 3,090,000円 | |
| 51年以上55年以下 | 同 3,200,000円 | |
| 56年以上60年以下 | 同 3,320,000円 | |
| 61年以上 | 同 3,460,000円 | |
| ひのき | 1年 | 1ヘクタールにつき 1,010,000円 |
| | 2年 | 同 1,190,000円 |
| | 3年 | 同 1,440,000円 |
| | 4年 | 同 1,660,000円 |
| | 5年 | 同 1,880,000円 |
| | 6年 | 同 2,120,000円 |
| | 7年 | 同 2,220,000円 |
| | 8年 | 同 2,330,000円 |
| | 9年 | 同 2,590,000円 |
| | 10年以上12年以下 | 同 2,720,000円 |
| | 13年及び14年 | 同 2,730,000円 |
| | 15年 | 同 2,740,000円 |
| | 16年 | 同 2,750,000円 |
| | 17年 | 同 2,770,000円 |
| | 18年 | 同 2,780,000円 |
| | 19年 | 同 2,800,000円 |
| | 20年 | 同 2,820,000円 |
| | 21年以上25年以下 | 同 2,840,000円 |
| | 26年以上30年以下 | 同 2,990,000円 |
| | 31年以上35年以下 | 同 3,180,000円 |
| 36年以上40年以下 | 同 3,430,000円 | |
| 41年以上45年以下 | 同 3,730,000円 | |
| 46年以上50年以下 | 同 4,090,000円 | |
| 51年以上55年以下 | 同 4,500,000円 | |
| 56年以上60年以下 | 同 4,960,000円 | |
| 61年以上65年以下 | 同 5,470,000円 | |
| 66年以上 | 同 6,040,000円 | |
| 針葉樹（すぎ及びひのきを除く。） | 1年 | 1ヘクタールにつき 800,000円 |
| | 2年 | 同 920,000円 |
| | 3年 | 同 1,080,000円 |
| | 4年 | 同 1,190,000円 |
| | 5年 | 同 1,310,000円 |
| | 6年 | 同 1,380,000円 |
| | 7年 | 同 1,440,000円 |
| | 8年 | 同 1,510,000円 |
| | 9年 | 同 1,680,000円 |
| | 10年以上20年以下 | 同 1,760,000円 |
| | 21年以上35年以下 | 同 1,770,000円 |
| | 36年以上45年以下 | 同 1,780,000円 |
| | 46年以上55年以下 | 同 1,790,000円 |
| 56年以上60年以下 | 同 1,800,000円 | |
| 61年以上 | 同 1,810,000円 | |

| | | | |
|-------|------------|------------|------------|
| 広葉樹 | 1年 | 1ヘクタールにつき | 580,000円 |
| | 2年 | 同 | 670,000円 |
| | 3年 | 同 | 750,000円 |
| | 4年 | 同 | 840,000円 |
| | 5年 | 同 | 880,000円 |
| | 6年 | 同 | 930,000円 |
| | 7年 | 同 | 970,000円 |
| | 8年以上11年以下 | 同 | 1,150,000円 |
| | 12年及び13年 | 同 | 1,160,000円 |
| | 14年及び15年 | 同 | 1,170,000円 |
| | 16年 | 同 | 1,180,000円 |
| | 17年 | 同 | 1,190,000円 |
| | 18年 | 同 | 1,200,000円 |
| | 19年 | 同 | 1,210,000円 |
| | 20年 | 同 | 1,220,000円 |
| | 21年以上25年以下 | 同 | 1,230,000円 |
| | 26年以上30年以下 | 同 | 1,310,000円 |
| | 31年以上35年以下 | 同 | 1,410,000円 |
| 36年以上 | 同 | 1,530,000円 | |

別表第2 保険料率

| 樹種 | 林齢 | 地域 | 保険料率 | |
|-----|-------|-----|-----------------|------|
| 針葉樹 | 20年以下 | 1等地 | 保険金額1,000円につき1年 | 2.7円 |
| | | 2等地 | 同 | 3.6円 |
| | | 3等地 | 同 | 4.3円 |
| | 21年以上 | 1等地 | 保険金額1,000円につき1年 | 2.3円 |
| | | 2等地 | 同 | 3.0円 |
| | | 3等地 | 同 | 3.8円 |
| 広葉樹 | 20年以下 | 1等地 | 保険金額1,000円につき1年 | 1.4円 |
| | | 2等地 | 同 | 1.8円 |
| | | 3等地 | 同 | 2.2円 |
| | 21年以上 | 1等地 | 保険金額1,000円につき1年 | 1.2円 |
| | | 2等地 | 同 | 1.5円 |
| | | 3等地 | 同 | 1.9円 |

備考

林齢20年以下の場合

1等地は、秋田県、山形県、静岡県、愛知県、京都府、和歌山県、高知県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県の区域とする。

2等地は、青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県の区域とする。

3等地は、北海道、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、福井県、山梨県、大阪府、島根県、山口県、香川県及び長崎県の区域とする。

林齢21年以上の場合

1等地は、青森県、山形県、岐阜県、静岡県、愛知県、鳥取県、宮崎県及び沖縄県の区域とする。

2等地は、北海道、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県及び鹿児島県の区域とする。

3等地は、岩手県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、奈良県、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の区域とする。

別表第3 割引計算率

| 保険料期間 | 割引率 | |
|-------|---------|---------|
| | 林齢20年以下 | 林齢21年以上 |
| 第2期 | 1割2分8厘 | 1割3分 |
| 第3期 | 2割 | 2割3厘 |
| 第4期 | 2割3分1厘 | 2割3分3厘 |
| 第5期 | 2割6分 | 2割6分3厘 |
| 第6期 | 2割8分9厘 | 2割9分1厘 |
| 第7期 | 3割1分6厘 | 3割1分8厘 |
| 第8期 | 3割4分2厘 | 3割4分5厘 |
| 第9期 | 3割6分8厘 | 3割7分 |
| 第10期 | 3割9分2厘 | 3割9分4厘 |
| 第11期 | 4割1分5厘 | 4割1分7厘 |
| 第12期 | 4割3分8厘 | 4割4分 |
| 第13期 | 4割6分 | 4割6分1厘 |
| 第14期 | 4割8分 | 4割8分2厘 |
| 第15期 | 5割 | 5割2厘 |
| 第16期 | 5割2分 | 5割2分1厘 |
| 第17期 | 5割3分8厘 | 5割4分 |
| 第18期 | 5割5分6厘 | 5割5分7厘 |
| 第19期 | 5割7分3厘 | 5割7分4厘 |
| 第20期 | 5割8分9厘 | 5割9分1厘 |
| 第21期 | | 6割6厘 |
| 第22期 | | 6割2分2厘 |
| 第23期 | | 6割3分6厘 |
| 第24期 | | 6割5分 |
| 第25期 | | 6割6分4厘 |
| 第26期 | | 6割7分7厘 |
| 第27期 | | 6割8分9厘 |
| 第28期 | | 7割1厘 |
| 第29期 | | 7割1分2厘 |
| 第30期 | | 7割2分3厘 |
| 第31期 | | 7割3分4厘 |
| 第32期 | | 7割4分4厘 |
| 第33期 | | 7割5分4厘 |
| 第34期 | | 7割6分4厘 |
| 第35期 | | 7割7分3厘 |
| 第36期 | | 7割8分1厘 |
| 第37期 | | 7割9分 |
| 第38期 | | 7割9分8厘 |
| 第39期 | | 8割6厘 |
| 第40期 | | 8割1分3厘 |
| 第41期 | | 8割2分 |
| 第42期 | | 8割2分7厘 |
| 第43期 | | 8割3分4厘 |
| 第44期 | | 8割4分 |
| 第45期 | | 8割4分6厘 |
| 第46期 | | 8割5分2厘 |
| 第47期 | | 8割5分8厘 |
| 第48期 | | 8割6分3厘 |
| 第49期 | | 8割6分9厘 |
| 第50期 | | 8割7分4厘 |
| 第51期 | | 8割7分9厘 |
| 第52期 | | 8割8分3厘 |
| 第53期 | | 8割8分8厘 |
| 第54期 | | 8割9分2厘 |
| 第55期 | | 8割9分6厘 |
| 第56期 | | 9割 |
| 第57期 | | 9割4厘 |
| 第58期 | | 9割8厘 |
| 第59期 | | 9割1分1厘 |
| 第60期 | | 9割1分5厘 |
| 第61期 | | 9割1分8厘 |
| 第62期 | | 9割2分1厘 |
| 第63期 | | 9割2分4厘 |
| 第64期 | | 9割2分7厘 |
| 第65期 | | 9割3分 |

備考：割引計算率は、最初の保険料期間の次の保険料期間を第2期とし、以下順次第3期、第4期等とし、それぞれ表の相当欄に掲げる率とする。